

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成22年12月1日

支出負担行為担当官

沖縄総合事務局開発建設部長 浦辺 信一

調達機関番号 007 所在地番号 47

1 工事概要

- (1) 品目分類番号 41
- (2) 工事名 那覇港(泊ふ頭地区)道路下部工(P1～P5)工事(電子入札対象案件)
- (3) 工事場所 沖縄県那覇市若狭地先
- (4) 工事内容 撤去工、橋梁下部工、磁気探査
- (5) 工期 契約締結日の翌日から平成24年3月31日まで。
- (6) 本工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価方式の試行工

事である。

- (7) 本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後V E方式の試行工事である。
- (8) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
- (9) 本工事は、提出資料、入札を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に変えることができる。
- (10) 本工事は原則として、当該入札の執行において入札執行回数は2回を限度とし、それまでに落札者がいないときは、予算決算及び会計令(以下「予決令」という。)第99条の2の規定に基づく随意契約には移行しない。
- (11) 本工事は、入札時に工事費内訳書の提出を義務付ける試行工事である。

(12) 本工事は、入札説明書、図面等の電子的な提供(ダウンロード)を行う試行工事である。

(13) 本工事は、競争参加資格を有すると認められたものに対し、見積参考資料を開示する試行工事である。

2 競争参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしている単体有資格業者等(以下「単体」という)又は、次に掲げる条件をすべて満たしている者により構成されている特定建設工事共同企業体(以下「特定JV」という。)であって、沖縄総合事務局開発建設部長が別途公示する手続に従い、特定JVとして資格の認定を受けた者であること。

(1) 予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 沖縄総合事務局における空港等土木工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき

再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、沖縄総合事務局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。)

- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(上記(2)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- (4) 沖縄総合事務局における空港等土木に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項(共通事項)について算定した点数(経営事項評価点数)が単体又は特定JVの代表者については1,250点以上、特定JVの代表者以外の構成員については1,050点以上であること。
- (5) 技術提案(標準案)が適正であること。
- (6) 平成7年度以降に、次に掲げる工事を元請けとして施工した実績を有すること。(特定JVの構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。ただし、乙型共同企業体の同種工事の施工実績については、出資

比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。)

なお、当該実績が沖縄総合事務局開発建設部及び国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

- ・単体及び特定JVの代表者

杭径 700mm以上の鋼管杭又は鋼管矢板を打設した工事(杭打船等の作業船を使用し打設した工事は除く)

- ・特定JVの代表者以外の構成員

鋼管杭又は鋼管矢板を打設した工事(杭打船等の作業船を使用し打設した工事は除く)

- (7) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。
なお、特定JVの場合は全構成員が必ず1名以上配置しなければならない。また、配置予定技術者が現在他の工事に従事している場合、契約締結時に当該工事に専任で配置できるこ

と。

- 1) 1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
- 2) 平成7年度以降に、上記(6)に掲げる工事の現場に従事した経験を有する者であること。(特定JVの構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。ただし、乙型共同企業体の同種工事の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。)

なお、工事の経験が沖縄総合事務局開発建設部及び国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る工事の経験である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

- 3) 配置予定監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
- 4) 配置予定の技術者にあっては直接的かつ

恒常的な雇用関係が原則として3ヶ月以上継続してあること。

- (8) 競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び競争参加資格確認資料(以下「資料」という。)の提出期限の日から開札の時までの期間に沖縄総合事務局長から「沖縄総合事務局長の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和60年8月6日付け総会計第642号)に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (9) 上記1.(2)に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (10) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと(入札説明書参照。)
- (11) 沖縄総合事務局開発建設部(港湾・空港関係)発注工事で当該工種における過去2年度の工事成績評定点の平均点が2年連続で60点未満でないこと。
- (12) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を

支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、沖縄総合事務局発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

- (13) 競争入札に参加しようとする者は、契約保証を予約する金融機関等の契約保証予約証書を提出しなければならない。

3 総合評価に関する事項

(1) 入札の評価に関する基準

総合評価に関する評価項目は次のとおりとし、詳細については、入札説明書による。

- 1) 配置予定技術者の能力及び企業の創意工夫に対する技術力(技術提案)について評価する。
- 2) 施工体制の評価として、「品質確保の実効性」、「施工体制確保の確実性」を評価する。

(2) 総合評価の方法

1) 基礎点

競争参加資格が認められた者のうち入札説明書等に記載された要求要件を実現でき

ると認められた場合には基礎点として100点を与える。

2) 加算点

加算点については入札説明書による。

3) 施工体制評価点

入札説明書の評価基準に基づき、施工体制評価点を与える。

なお、施工体制評価点の最高点は30点(品質確保の実効性15点、施工体制確保の确实性15点)とする。

4) 加算点に係る确实性の評価(見直し加算点)

加算点の内容と施工体制の審査結果は、当該施工計画が确实に実現できる程度に関連することから、企業の基礎技術力及び企業の信頼性・社会性における評価結果に施工体制評価点の割合を乗じた数値とする。

(入札説明書参照)

5) 総合評価

価格及び技術資料等に係わる総合評価は、

予定価格の制限の範囲内の入札参加者について、1)、3)及び4)により得られる基礎点、施工体制評価点及び見直し加算点の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た数値(以下「評価値」という。)をもって行う。

(3) ヒアリングの実施(施工体制の審査)

入札参加者のうち、その申込みに係る価格が予決令第85条に基づく調査基準価格(入札説明書の別紙を参照のこと。)に満たない者については、どのように施工体制を構築し、それが施工内容の実現確実性の向上につながるかを審査するため、開札後速やかに、ヒアリングを実施する。また、併せて、調査基準価格を超える者についてもヒアリング(電話での確認行為)を実施する。

1) 日 時： 平成23年3月18日

2) 場 所： 沖縄県那覇市おもろまち
2丁目1番1号 那覇第2合同
庁舎2号館 3階 沖縄総合
事務局 業務打合せ室

3) 資料の提出： 入札参加者のうち、その申込みに係る価格が予決令第85条に基づく調査基準価格に満たない者に対しては、ヒアリングのための追加資料の提出を求める。

4) その他： 入札参加者別のヒアリングについては、追って連絡する。ヒアリングへの出席者には、配置予定技術者を必ず含め、資料の説明が可能な者をあわせ、最大で3名以内とする。

追加資料(入札説明書参照)の提出がない場合、ヒアリングに応じない場合(辞退含む)及び配置予定技術者が出席しない場合(ただし、天災、事故、病気等、特別な場合を除く。)は、入札に関

する条件に違反した入札として無効とする。

(4) 落札者の決定方法

次の要件に該当する者のうち、(2)5)によって得られる評価値の最も高い者を落札者とする。なお、評価値の最も高い者が2人以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

- 1) 入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。
- 2) 評価値が基礎点を予定価格で除した数値(以下「基準評価値」という。)に対して下回らないこと。
- 3) 提出した施工計画及び入札価格に基づき、本工事を確実に実現できること。(以下「要求要件」という。)

(5) 評価内容の担保

施工計画に記載した内容について、実際の施工に際しては受注者の責により技術提案内

容を満足できない場合は工事成績評定点を減じる措置を行う。

(6) 技術提案等の採否に関する問い合わせ

入札参加者は、技術提案等の採否の通知に関し、説明を求めることができる。なお、詳細は入札説明書による。

4 入札手続等

(1) 担当部局

〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2丁目
1番1号 沖縄総合事務局開発建設部管理課契
約第二係 電話098-866-0031(内線2528)

(2) 入札説明書等の交付期間、場所及び方法

入札説明書を電子入札システムにより交付する。(電子入札システムの調達案件一覧表中、本案件の「掲載文書一覧」欄から、ダウンロードすること。)交付期間は、平成22年12月2日から平成23年3月2日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時00分から午後5時15分まで。

ただし、やむ得ない事由により、書面によ

る交付を希望する場合、上記4(1)にて交付するので、あらかじめ連絡すること。

なお、希望者には、郵送等による交付も行うので申し出ること。この場合において、送料は希望者の負担とする。

(3) 申請書、資料及び技術提案資料の提出期間、場所及び方法

電子入札システムにより提出を行う場合は、平成22年12月2日から平成22年12月24日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前9時00分から午後5時15分まで。ただし、申請書、資料及び技術提案資料が3MBを超える場合の提出方法等については、入札説明書による。

なお、発注者の承諾を得て紙入札方式にて行う場合は、上記4(1)に持参又は郵送(書留郵便に限る。)することとし、持参する場合は、平成22年12月2日から平成22年12月24日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前9時00分から午後5時15分までとし、郵送の場合は上記期間内に必着させること。

(4) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得て紙入札方式にて行う場合は、紙により持参又は郵送(書留郵便に限る。)すること。

- 1) 電子入札システムによる入札の締め切りは、平成23年3月3日午前10時00分。
- 2) 紙により持参の場合には、平成23年3月3日午前10時00分までに上記4(1)へ持参すること。
- 3) 郵送による入札書の受領期限は、平成23年3月3日午前10時00分までの必着とする(書留郵便に限る)。郵送先は、上記4(1)と同じ。
- 4) 開札は、平成23年3月4日午前10時00分から沖縄総合事務局開発建設部入札室にて行う。
- 5) 入札保証金の納付等に係る書類の提出期間、場所及び方法

平成23年1月31日から平成23年3月3日まで

の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時00分から午後5時15分まで。

〒900 - 0006 沖縄県那覇市おもろまち2丁目1番1号 沖縄総合事務局 開発建設部
管理課 契約第二係

電話098-866-0031(内線2528)

持参、郵送(書留郵便に限る。提出期間内必着。)又は託送(書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。)により提出すること。

5 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

1) 入札保証金 納付(保管金の取扱店 日本銀行那覇支店)。ただし、利付国債の提供(保管有価証券の取扱店 日本銀行那覇支店)又は銀行等の保証(取扱官庁 沖縄総合事務局開発建設部)をもって入札保証金の納付に代えることができる。

また、入札保証保険契約の締結を行い、又は契約保証の予約を受けた場合は、入札保証金を免除する。

- 2) 契約保証金 納付(保管金の取扱店 日本銀行那覇支店)。ただし、利付国債の提供(保管有価証券の取扱店 日本銀行那覇支店)又は金融機関若しくは保証事業会社の保証(取扱官庁 沖縄総合事務局開発建設部)をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
- (3) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (4) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で、上記3(4)に定める方法に従い、評価値の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その

者により当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、上記3(4)に定める方法によって算出された評価値をもって入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

なお、落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の調査を行うものとする(入札説明書を参照のこと。)

- (5) 配置予定技術者の確認 落札者決定後、C O R I N S 等により配置予定の監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないとして承認された場合の外は、申請書の差し替えは認められない。
- (6) 専任の監理技術者の配置が義務づけられて

いる工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合には、監理技術者とは別に、同等の要件を満たす技術者の配置を求める。また、この場合、監理技術者と現場代理人との兼務も認めないものとする。(入札説明書参照。)

- (7) 手続における交渉の有無 無。
- (8) 契約書作成の要否 要。
- (9) 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無。
- (10) 関連情報を入手するための照会窓口 上記4(1)の担当部局に同じ。
- (11) 契約締結後のV E 提案

契約締結後、請負者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減させることを可能とする施工方法等(以下「契約後V E 提案」という。)に係る設計図書の変更について、発注者に提案する事ができる。契約後V E 提案が適正と

認められた場合には、設計図書を変更し、必要があると認められる場合には請負代金額の変更を行うものとする。詳細は特記仕様書等による。

(12) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加 上記 2 (2) に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記 4 (3) により申請書、資料及び技術提案資料を提出することができるが、競争に参加するためには開札の時に於いて、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(13) 本案件は、提出資料、入札を電子入札システムで行うものであり、対応についての詳細は入札説明書による。

(14) 詳細は入札説明書による。

6 Summary

(1) Official in charge of disbursement of the procuring entity : shinichi urabe, Director of the Development Construction

Department, Okinawa General Bureau, Cabinet Office.

- (2) Classification of the services to be procured : 41
- (3) Subject matter of the contract :Construction Works of road lower part (From P1 to P5) at Tomari area, port of Naha.
- (4) Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system : 5:15 P.M. 24 December 2010.
- (5) Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 10:00 A.M. 3 March 2011. (tenders brought with 10:00 A.M. 3 March 2011 or submitted by registered mail 10:00 A.M. 3 March 2011)
- (6) Contact point for tender documentation : Administration Division, Development Construction Department, Okinawa General Bureau, Cabinet Office, 2-1-1 Omoromachi,

Naha-city, Okinawa-prefecture, 900-0006

Japan, TEL 098-866-0031(ex.2528)